特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
6	健康増進事業に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岩内町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報が個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を強く認識し、特定個人情報の漏洩やその他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

北海道岩内町長

公表日

令和7年11月14日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	・健康増進法に基づき、各種検診及び健康教育、健康相談、訪問指導等を実施する。 ・健康増進事業に関する事務の適正かつ効率的な執行のため、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1. 健康増進事業対象者の把握に関する事務 2. 各種検診データの記録管理に関する事務 3. 健康教育、健康相談、訪問指導等の記録管理に関する事務
③システムの名称	特定健診等支援システム、がん検診システム、検診データ分析支援システム、健康管理システム標準準拠版、Reams宛名管理システム標準準拠版、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名 2
健康管理ファイル、検診データ	で管理ファイル、宛名情報ファイル
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一76項 平成26年内閣府・総務省省令第5号第54条
4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	·番号法第9条第1項及び別表第一76項 ·平成26年内閣府·総務省省令第5号第54条 ·番号法第19条第8項 別表第二102の2の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	民生部 健康づくり課 健康推進係
②所属長の役職名	民生部 健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
	〒045-8555

請求先 北海道岩内郡岩内町字高台

〒045-8555 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 総務部 総務課 庁舎·情報管理係 0135-62-1011

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒045-8555 連絡先 北海道岩内郡岩内町字高台134番地1 岩内町 総務部 総務課 庁舎・情報管理係 0135-62-1011

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点					
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和7年10月1日 時点					
3. 重大事故							
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

17 ロッカ計学

IV リヘク対策							
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	・項目評価書 施機関については、それ] ぞれ重点項目評価語	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2. 特定個人情報の入手(2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	5]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託				Ι]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	ークシステム	を通じた	提供を除く。)	1]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		1]接続しない(入手)	I]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・決	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 人手を介在させる作業				Ε]人手を介在させるの	作業はな	ない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
判断の根拠	バー登録		は、本人か	らのマイ			インに従い、マイナン ネット照会を行う際には4
9. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]	内部監	査 []	外部監	 査

10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられ る対策				
当該対策は十分か【再掲】	9) 従業者に対する教育・啓 [十分である	子発 <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
判断の根拠	員、参照範囲が必要最小限とな 扱担当者の研修において離席 ●標準準拠システムへの移行作・移行作業に用いる電子記録が ・移行作業に用いる電子記録が ・ガバメントクラウドにおりでは、不正な利用を防止するためでは、不正な利用を防止するためでは、が、カークラウドにといるでは、からいでは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	体に格納したファイルは暗号化して追記できない状態にし、作業終了後に確実に消去または物理的破壊を行う。 数府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラだしており、システムのサーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境れた者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行う。等に関しては、外部に持出できないことする。 あのデータにアクセスしないよう制御を講じる。 (「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウ規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパター続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。ラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時ラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行てはガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウ・ユリティパッチの適用を行う。情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離さる。		

変更箇所

変更箇	<u>听</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	表紙-個人のプライバシー等 の権利権益の保護の宣言	岩内町は、健康推進事業に~(以下、省略)。	岩内町は、健康増進事業に~(以下、省略)。	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1. 対象人数 計数時点	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-2. 取扱者数 計数時点	平成27年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	(なし)	新様式への変更に伴う「Ⅳ リスク対策」の記載	事後	
令和3年3月12日	I -5. ①部署	民生部保健福祉課(健康推進担当)	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係	事後	
令和3年3月12日	I-5. ②所属長の役職名	民生部保健福祉課課長(健康推進担当)	健康福祉部 健康づくり課長	事後	
令和3年3月12日	I -7. 請求先	総務部総務財政課(総務担当)	経営企画部 総務課 庁舎·情報管理係	事後	
令和3年3月12日	I -8. 連絡先	総務部総務財政課(総務担当)	経営企画部 総務課 庁舎·情報管理係	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ-1. 対象人数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和3年3月12日	Ⅱ-2. 取扱者数 計数時点	平成31年4月1日 時点	令和3年3月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	I-1. ③システムの名称	特定健診等支援システム、がん検診システム、 検診データ分析支援システム	特定健診等支援システム、がん検診システム、 検診データ分析支援システム、健康管理システム	事後	
令和4年3月10日	Ⅰ −4. ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和4年3月10日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一76項平成26年内閣府・総務省省令第5号第54条	・番号法第9条第1項及び別表第一76項 ・平成26年内閣府・総務省省令第5号第54条 ・番号法第19条第8項 別表第二102の2の項	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ-1. 対象人数 計数時点	令和3年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	Ⅱ-2. 取扱者数 計数時点	令和3年3月1日 時点	令和4年3月1日 時点	事後	
令和4年3月10日	IV-6. 情報提供ネットワーク システムとの接続	[O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)	[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)	事後	
令和4年3月10日	IV-6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事後	
令和4年3月10日	IV-6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(なし)	十分である	事後	
令和7年11月14日	I −1. ③システムの名称	特定健診等支援システム、がん検診システム、 検診データ分析支援システム、健康管理システム ム	特定健診等支援システム、がん検診システム、 検診データ分析支援システム、健康管理システム標準準拠版、Reams宛名管理システム標準 準拠版	事後	
令和7年11月14日	I -5. ①部署	健康福祉部 健康づくり課 健康推進係	民生部 健康づくり課 健康推進係	事後	
令和7年11月14日	I-5. ②所属長の役職名	健康福祉部 健康づくり課長	民生部 健康づくり課長	事後	
令和7年11月14日	I -7. 請求先	経営企画部 総務課 庁舎·情報管理係	総務部 総務課 庁舎·情報管理係	事後	
令和7年11月14日	I -8. 連絡先	経営企画部 総務課 庁舎・情報管理係	総務部 総務課 庁舎·情報管理係	事後	
令和7年11月14日	Ⅱ-1. 対象人数 計数時点	令和4年3月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年11月14日	Ⅱ-2. 取扱者数 計数時点	令和4年3月1日 時点	令和7年10月1日 時点	事後	
令和7年11月14日	IV リスク対策 4. 特定個人 情報ファイルの取扱の委託	[0]委託しない	[] [十分である]	事後	
令和7年11月14日	Ⅳ リスク対策 8~11	9~11 (なし)	新様式への変更に伴う「IV リスク対策」の変 更・追加記載	事後	
	<u> </u>	l	I		<u>I</u>